

被災された住宅の耐震改修を検討される方へ

被災住宅耐震改修等の助成制度について

七尾市では令和6年能登半島地震に被災された住宅を対象とした耐震改修等工事の助成制度があります。

耐震診断

(補助率2／3)

最大10万円

耐震改修等工事

(補助率10/10)

最大180万円

※耐震改修等工事：耐震改修工事及び建替え工事（建替えの際、公費・自費解体制度を利用することはできません）

【耐震診断】：住宅が地震に対して、どの程度の強さを持っているかを調べること

〔対象住宅〕

- 七尾市内にある住宅
- 令和6年能登半島地震に被災された一戸建て住宅（り災証明「一部損壊以上」）
(床面積の半分以上が居住の用に供している店舗等の併用住宅含む)

〔対象者〕

- 住宅の居住者（り災証明「一部損壊以上」）

【耐震改修等工事】：診断結果に基づき構造的に弱い箇所を補強するための計画を立てた補強計画（耐震設計）に従って補強工事を行うこと。（同一敷地での建替えも可）

〔対象住宅〕

- 七尾市内にある住宅
- 令和6年能登半島地震に被災された一戸建て住宅（り災証明「一部損壊以上」）
(床面積の半分以上が居住の用に供している店舗等の併用住宅含む)

□現に居住の用に供している住宅

〔対象者〕

- 住宅の居住者（り災証明「一部損壊以上」）

〔補助金の額〕

- 耐震改修等工事に要する費用として**限度額180万円**（リフォーム費用は含まない）

※耐震改修等工事に要する費用が180万円以下となる場合は自己負担額が0円となります。

段階的な改修工事についても補助を実施しています。詳しくは裏面をご覧ください。

【お問い合わせ先】

七尾市 都市建築課 建築行政グループ

TEL:0767-53-8429 FAX:0767-52-9288

段階的耐震改修工事の補助制度

従来の、住宅全体の地震に対する安全性の向上を目的とした耐震改修工事の補助制

工事費用や生活スタイル等の理由により、二度に分けて（段階的に）耐震改修工事を行うもので、次の③つの方法があります。

- ① 階ごとに耐震改修を行う方法（階別型）
- ② 評点を段階的に上げていく方法（評点型）
- ③ 生活上重要な部分から耐震改修を行う方法（母屋型）

| 区分 | | 工事内容 |
|-----|------|---|
| 階別型 | 第一段階 | 2階建て住宅の1階部分の上部構造評点を1.0以上とする |
| | 第二段階 | 住宅全体の上部構造評点を1.0以上とする |
| 評点型 | 第一段階 | 住宅全体の上部構造評点を0.7以上とする |
| | 第二段階 | 住宅全体の上部構造評点を1.0以上とする |
| 母屋型 | 第一段階 | 構造的に分離された納屋・土蔵等以外の住宅部分※の上部構造評点を1.0以上とする ※原則として居間・寝室・台所・便所・浴室等、その部分のみで居住可能なもの |
| | 第二段階 | 住宅全体の上部構造評点を1.0以上とする |

注1 階別型・評点型は第一段階の耐震改修工事の補助申請を行う際、第二段階の設計が必要になります。

注2 第二段階の耐震改修工事実施時期の期限はありませんが、計画的に耐震化を目指してください。

■イメージ

